

サカイへの残業代請求に関するQ & A

Q1

サカイへの判決の内容はどんなものですか？

A1

ドライバー（現業職）3名がサカイに対して残業代を請求した事案です。

サカイの給与体系が労働基準法に違反するもので、未払残業代として**一人当たり300万円程度**の支払いが命じられました。詳しくは、2024年5月17日、2023年8月22日の各トピックスをご覧ください。<http://www.san-tama.com/topics>

Q2

東京以外の地域に住んでいますが、相談・依頼はできますか？

A2

できます。**全国各地**の方々から、ご相談・ご依頼をいただいています。

Q3

どのくらいの額の残業代を請求できますか？

A3

額は個々人で異なります。ご相談いただければ**試算いたします**ので、まずはご相談ください。

Q4

どの支社でも残業代を請求できますか？

A4

請求できると考えています。

Q5

給与明細などありませんが、大丈夫でしょうか？

A5

訴訟手続のなかでサカイに開示させていきたいと考えています。

Q6

賃金を放棄するという合意書にサインしてしまったが大丈夫でしょうか？

A6

弁護団としては、この合意書は、**不当・無効**と考えています。まずはご相談ください。

Q7

既に退職していますが、請求できますか？

A7

退職時期が**3年以内**であれば、請求することができます。

（次のページに続きます）

Q8

請求の依頼を当事務所にする場合、弁護士費用はどれくらいかかりますか？

A8

依頼当初に印紙代等のため実費5万円だけいただきます。着手金は0円です。事件終了時の報酬は得られた金員の22%(税込)をお願いさせていただきます。

Q9

現役で働いています。報復が怖くて裁判できません。

A9

全国の現役の方も原告になっています。まずは私たちにご相談ください。

無料相談の申込み



下記URLからアクセスの上、お申し込みください

<https://forms.gle/1Z6WEHca5qSCQc8C7>

QRコードからでも申込可能です⇒



〒190-0014 東京都立川市緑町 4-4 立川北口薬局ビル 4 階

三多摩法律事務所 (TEL 042-524-4321)

サカイ残業代訴訟弁護団

弁護士 小林 克信 / 弁護士 村松 暁

弁護士 高畠 健人 / 弁護士 井橋 毅